

平成29年度

事業計画

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会

基本方針

近年、少子・高齢化の進行や生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相は、大きく変容し、地域連帯感の希薄化や家族力の低下に繋がっています。さらに、経済情勢や雇用環境の改善は伺えるもののまだまだ厳しさは残り、社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、権利擁護の問題など、地域における生活課題は多様化し深刻化してきています。また、介護保険法の改正により、日常生活支援総合事業として住民主体の生活支援サービスを地域に広げ、支え合いのある地域づくりを進めることが求められています。一方で、高い公益性と非営利性を求められる社会福祉法人に対しては、昨年の社会福祉法人制度改革により、経営基盤の強化や透明性の確保、地域貢献など組織の在り方が問われています。

このような中で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、地域の生活課題・福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みを図ることが求められています。平成29年度も、地域のあらゆる課題を受け止め、関係行政機関、各種団体、ボランティア等と協働・連携し、解決につながるような質の高い福祉サービスの提供に努めてまいります。また、訪問介護事業や居宅介護事業のさらなる充実、並びに地域の子育て支援の拠点施設として多様化するニーズに適切に対応していくとともに、次のとおり、重点目標を掲げ、各種事業を推進していくことを基本方針とします。

◆重点目標

1. 各種の社協事業を効果的に実施するために、執行機関としての理事会、議決機関である評議員会の運営体制強化をはかるとともに、安定した財政基盤の確立に努めます。
2. ふれあいサロン活動や子育て支援活動の運営支援、ボランティアスタッフのスキルアップなど少子高齢化に対応した小地域福祉活動支援の推進を図ります。
3. 福祉教育プログラムの構築や学校・地域での福祉教育・ボランティア活動の普及啓発に努めます。
4. 介護保険や障害者福祉制度における居宅介護支援事業等の効率的な運営を図ります。また信頼性の高い介護サービスを提供するため、従業者の資質の向上に努めるとともに、個人情報とのさらなる適正な管理に配慮していきます。
5. 関係機関との協働・連携を深め、地域支援事業の推進を図ります。

事業実施計画

1. 法人運営事業

本会の組織、事業、財務等の健全かつ適切な運営のため、次の会を開催する。

- (1) 理事会 5回／年
- (2) 評議員会 2回／年
- (3) 監事会 2回／年
- (4) 評議員選任解任委員会 1回／年

2. 広報事業

本会の理解と関心を深めるため、次の広報活動を行なう。

- (1) 「社協らんざん」発行 4回／年（2回は共募配分金事業）

- | | |
|------------------------|----|
| (2) サービス利用者確保のための活動 | 随時 |
| (3) パンフレット、チラシ等による広報活動 | 随時 |
| (4) ホームページによる各種事業の広報 | 随時 |

3. 福祉活動助成事業

福祉団体等が円滑な事業運営を通して、福祉に対する理解と関心並びに振興助長が図られるよう、資金の助成を行なう。

- ・ 各福祉団体の支援 5団体
{

 手をつなぐ育成会・母子寡婦福祉会・遺族会・
 身体障害者福祉会・赤十字奉仕団

}

4. 委員会の事業

会員の募集及び会費の徴収並びに会員の意思の反映その他連絡調整を図るため、次の委員会を開催する。

- ・ 社会福祉協議会推進委員会 1回/年

5. 福祉相談事業

住民の福祉相談に応じ、適切な助言、援助活動を行ない、住民の福祉増進を図るため、次の相談窓口を開設する。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| (1) 福祉サービス利用相談 | 随時 |
| (2) 苦情相談 | 随時 |
| (3) 生活困窮者自立支援相談
(彩の国あんしんセーフティネット) | 随時 |
| (4) 結婚支援相談 | 随時 |
| (5) あったかサロン (たまにはおしゃべり) | 奇数月第4金曜日午後 |

6. 子育て支援拠点事業

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 地域子育て支援拠点事業
(嵐丸ひろば) | 開館日 火・水・木・金・土曜日
(午前10時～午後4時)
休館日 日曜日・月曜日・年末年始 |
| (2) 子育て支援サロン
(おばあちゃんち) | 第1・第2・第4月曜日 (午前10時～12時) |

7. ボランティア事業

社協事業に関わるボランティア活動と地域福祉への理解を深めるとともに、体験講座や研修会の開催、ボランティア情報の提供等を行ない、ボランティア活動の普及、促進、援助等を行なうため、次の事業を行なう。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| (1) 夏休みボランティア体験プログラム | 夏休み (7月～8月) |
| (2) 福祉レクリエーションセミナー(サロンサポーター研修) | 2回/年 |
| (3) 福祉教育の推進 | 随時 |

- (4) レクリエーションリーダーの養成及び、派遣 随時
- (5) 災害ボランティアセンター関連事業
- (6) 町ボランティアセンター事業協力
- (7) ボランティア活動保険・行事保険事務

8. 高齢者福祉事業

町内に居住され、長年社会に貢献された方々の長寿と健康をお祝いするとともに、高齢者の健康増進と福祉の向上を図るため、次の事業を行なう

- (1) 金婚の祝い 結婚50年目のご夫婦
- (2) 暑中見舞 8月下旬 60才以上(在宅寝たきり者)、76才以上(一人暮らし)
- (3) 高齢者慰問 9月上旬 88才以上
- (4) 100歳祝 記念品贈呈 3名予定
- (5) 地域住民グループ支援事業(ふれあいうきうきサロン)
- (6) ふれあいサロン「なごみ」 毎週水曜日

9. 在宅福祉事業

高齢者等の健全な食生活の確保、改善を通して健康維持を図るとともに、介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減、安否確認と定期的なふれあい等により在宅の生活を支え、自立支援、福祉の増進を図る。

- (1) 愛情弁当サービス 月2回×12月 年24回
75才以上単身高齢者等(自己負担200円)
- (2) 会食会 年1回 5月開催予定(共同募金事業)
- (3) 紙オムツ支給 (4月～7月) 在宅ねたきり高齢者等
- (4) 在宅高齢者活性化推進事業(65歳以上高齢者を対象に、交流会等実施地域に1人1,000円の補助)

10. 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用に関する援助や見守り、日常的な金銭管理、大切な書類等の預かりなどの援助を行うことにより、地域で自立した生活を送ることを支援する。

- (1) 福祉サービス利用援助事業の実施
 - ①福祉サービス利用援助
 - ②日常生活上の手続き援助
 - ③日常的な金銭管理
 - ④書類等預かりサービス
- (2) 事業推進のための研修及び会議
 - ①生活支援員会議(研修)の開催(情報交換等)
 - ②県社協主催の会議及び研修への参加

1 1. 地域支え合いの事業（嵐山おたすけサービス事業）

ボランティア(協力会員)が、援助の必要な高齢者(利用会員)に手助けを行うことで、ボランティア自身の介護予防につなげ、またその謝礼を地域商品券とし、町の商業振興も目的とした事業。

1 2. 戦没者慰霊事業

戦没者の御霊に対して敬虔の誠を捧げ、併せて平和を祈念するために、遺族会員等を中心として次の事業を開催する。

- ・靖国神社昇殿参拝 6月

1 3. 障害者福祉事業

障害者と健常者とが、交流をもって、共にたすけあいながら、理解と関心を深め、障害者の生活意欲の高揚、社会参加の向上に寄与することを目的とする。

(1) 障害者団体への協力助成

- ・団体交流会、福祉団体研修旅行協力

(2) 障害者とのふれあい事業

1 4. 共同募金配分金事業

毎年10月、12月に行われる共同募金運動の配分金を財源として高齢者や障害者の方々への福祉活動等、地域福祉の充実を進めるため、次の事業を行なう。

(1) 赤い羽根共同募金配分金事業

- ・紙オムツ支給 8月、9月、10月、2月、3月の5ヵ月分
- ・会食会 年1回（愛情弁当対象者）
- ・地域福祉セミナー
- ・社協だより発行 7月予定
- ・コミュニティー事業 通年（朝の体操/月水金・カラオケ大会1回/年）
- ・子育てサロン支援

(2) 歳末たすけあい共同募金配分金事業

- ・歳末紙オムツ支給 11月、12月、1月の3ヵ月分
- ・歳末支援事業 12月下旬
- ・子育てサロン支援 12月・1月
- ・社協だより発行 2月予定

1 5. 福祉資金貸付事業

- (1) 行路者援護費
- (2) 生活福祉資金（埼玉県社会福祉協議会貸付）
- (3) ハート生活支援資金（嵐山町社会福祉協議会貸付）

1 6. 介護保険関連事業

介護保険法に基づくサービス事業者として、事業を実施する。

事業所営業日 月曜日から金曜日
〃 定休日 土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3(ただし、ホームヘルプサービスは年中無休)
〃 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
利用料 介護保険適用額とする。
通常地域 嵐山町内

事業種類

(1) 居宅介護支援事業所

- ・ **介護相談の受付及び申請代行**

介護相談の総合受付及び介護保険各種手続きの申請代行を行なう。

- ・ **居宅介護支援事業**

介護保険被保険者からの相談、依頼を受け、介護保険法の趣旨に従って、利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用する介護サービスを定めた居宅サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者との連絡調整、その他の便宜を行なう。

- ・ **介護予防支援業務**

町より委託を受け支援を行なう。

- ・ **啓発事業**

介護保険に関する悩みや相談を受付、介護保険への理解と情報を提供する。

- ・ **要介護認定訪問調査**

町内外からの依頼に基づき、要介護認定訪問調査を行なう。

- ・ **生活支援コーディネーター業務**

介護予防・日常生活支援総合事業と生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター業を町から受託する。

(2) 訪問介護事業所

- ・ **訪問介護事業**

介護保険被保険者からの相談、依頼を受け、居宅サービス計画書に基づき、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、家事援助、その他生活全般に対するの援助を行なう。

- ・ **高齢者生活指導員派遣事業**

町からの依頼に基づき、在宅で生活する高齢者の要介護状態の進行を防止するとともに、自立した生活の継続ができるよう、家事援助、その他生活全般に対するの援助を行なう。

- ・ **障害者支援・ホームヘルプサービス事業と移動支援事業**

町からの依頼に基づき、産褥期、又は生活に支障のある身体障害者、精神障害者及び、知的障害者等に対して、本人又はその家族が必要とする場合に、身体介護、家事援助、その他生活全般に対するの援助を行なう。また、屋外での移動が困難な障害者において、外出支援を行なう。

17. 収益事業

公共機関の周辺に清涼飲料水等自動販売機を設置し、住民の利便を図るとともに、本会の財政基盤強化のために自動販売機設置運営事業を実施する。また、不要入れ歯を回収し、益金を(財)日本ユニセフ協会へ寄付し、世界の恵まれない子供たちの支援をします。

(1) 自動販売機

設置場所 嵐山町役場 (3台)・花見台公園 (3台)

図書館1階自販機コーナー (1台)・フィットネス21パーク (1台)

社協事務所 (1台) ポケットパーク(1台) 計10台

(2) 不要入れ歯回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ 金属精製会社を通じ、益金の40%が当協議会の収益となり、40%を(財)ユニセフ協会に寄付しています。

18. 回収事業

(1) エコキャップ回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ リサイクル業者を通じ、再生プラスチック原料として換金され、様々な社会貢献活動に役立てられます。

(2) 使用済み切手回収

設置場所 社会福祉協議会窓口

※ 養護盲老人ホームひとみ園(深谷市)へ寄付しています。

19. その他団体事務

(1) 嵐山町老人クラブ連合会

(2) 嵐山町遺族会

(3) 日本赤十字社埼玉県支部嵐山町分区

※ 各種災害による義援金・救援金受付

(4) 埼玉県共同募金会嵐山町支会

20. その他支援団体

(1) 嵐山町身体障害者福祉会

(2) 嵐山町手をつなぐ育成会

(3) 嵐山町赤十字奉仕団

(4) 嵐山町母子寡婦福祉会